

持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施要領

令和 3 年 4 月

石 川 県

持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施要領

| | |
|------|----------------------|
| 制 定 | 平成12年3月21日農産第 2800号 |
| 一部改正 | 平成13年12月25日農産第 4191号 |
| 一部改正 | 平成14年4月1日農産第 104号 |
| 一部改正 | 平成17年2月7日農畜第10203号 |
| 一部改正 | 平成19年2月13日農畜第 3908号 |
| 一部改正 | 平成19年6月1日農安第 599号 |
| 一部改正 | 平成23年5月19日農安第 405号 |
| 一部改正 | 平成29年3月31日生流第 3775号 |
| 一部改正 | 令和 3年4月1日生流第 2104号 |

第1 目 的

農業が将来にわたってその多様な機能を発揮していくためには、環境と調和した持続的な農業生産を行っていくことが重要である。

このため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入指針」（以下「県指針」という。）を策定するとともに、「県指針」に基づく農業生産を行おうとする農業者を認定・援助する。

第2 「県指針」の策定及び公表

1 「県指針」の策定

県は、持続性の高い農業を推進するため、たい肥等の施用技術や化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術等を内容とする「県指針」を策定する。

2 「県指針」の公表

県は、「県指針」を策定したとき又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

第3 「県指針」に基づく導入計画の認定

1 導入計画の提出

県が策定した「県指針」に基づく農業生産を行おうとする農業者は、別紙様式1により導入計画を作成し、農林総合事務所を経由して知事に提出し、導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- (1) 導入計画は、毎年度5月・11月・2月の各月1日から末日まで及び6月1日から8月末日までの間を受付期間とする。
- (2) 知事は、提出された書類を確認した上で、特別の理由がない限り受理するものとする。なお、受理しない場合は、その理由を申請者に通知するものとする。

2 導入計画の認定

知事は、農業者から提出のあった導入計画について、次のすべての基準を満たしている場合には、これを認定するものとする。

- (1) 導入計画が、県指針に照らし適切なものであること。
- (2) 目標年度において導入農作物の作付け面積の1/2以上を、県指針の生産方式で占めること。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) その他、法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が、同項第1項の目標を達成するため適切なものであること。
- (5) 導入計画を終了して再度認定を受ける場合については、前計画の達成度等を踏まえ、導入計画が適切なものであること。

3 導入計画の変更等

前項の認定を受けた農業者（以下「エコ農業者」という。）は、次の事項について認定導入計画を変更しようとするときは、別紙様式2により知事の認定を受けなければならない。

- (1) 法第2条で定義される、導入技術の変更
- (2) 認定された作物の変更

4 導入計画の取り消し

- (1) 知事は、エコ農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業を実施していないと認められる場合は、その認定を取り消すことができる。

(2) 認定期間が終了して3年目までは農業者に通知するが、3年を超えた農業者に対しては農業者本人の意思表示が無い場合認定を取り消すことができる。

5 導入計画の終了

認定を受けた導入計画については、認定計画の目標年度末日をもって終了する。

エコ農業者は、終了年度の2月末日までに、別紙様式4により導入計画の実績を報告するものとする。

6 導入計画の取り下げ

エコ農業者は、認定導入計画に従った持続性の高い農業の導入ができなくなった場合は、別紙様式5により認定を取り下げることができる。

第4 エコ農業者の特例措置

第3の2により認定を受けたエコ農業者は、次の特例措置を受けることができる。

1 農業改良資金の貸付に関する特例

償還期間の延長（10年（うち据置期間3年）→12年（同5年））

第5 エコ農業者への援助

1 エコ農業者に対する認定導入計画の達成を促進するため、農林総合事務所は、導入計画の策定の指導・助言及び技術指導等に努める。

2 エコ農業者が認定導入計画に従って生産した農産物を消費者に周知し、その販売促進を図るため、その表示に関し必要な事項を別に定める。

第6 実施状況についての報告

知事は、必要に応じて、エコ農業者に対し、別紙様式3により認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

- 附則 この要領は、平成12年3月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成13年12月25日から施行する。
- 附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年2月7日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年2月13日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年5月19日から施行する。
- 附則 この要領は、平成29年3月31日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。